

# パーソナルデータの利活用に関する 制度改正大綱について

平成26年10月

内 閣 官 房

情報通信技術(IT)総合戦略室  
パーソナルデータ関連制度担当室

# 1. パーソナルデータの利活用に関する制度改革について

## 基本的考え方

- 情報通信技術の進展により、多種多様・膨大なパーソナルデータが収集・分析されてきているが、その利活用に取り組む事業者が、特に個人の権利利益侵害に係る問題は発生させていないものの、個人情報として取り扱うべき範囲の曖昧さ（グレーゾーン）のために社会的な批判を懸念して、**利活用に躊躇するという「利活用の壁」が出現しており、これまで、パーソナルデータの利活用が十分に行われてきているとは言い難い。**
- このような現状に鑑み、政府の成長戦略においては、データ利活用による経済再生を一つの柱として掲げており、特に利用価値が高いとされるパーソナルデータについて、事業者の**「利活用の壁」を取り払い、これまでと同様に個人の権利利益侵害を未然に防止しつつ、新産業・新サービスの創出と国民の安全・安心の向上等のための利活用を実現する環境整備を行う**ことが求められている。
- これが今回の制度改革の主な目的・理由であり、制度改革により実現する新たな枠組み・ルールのポイントは、以下の3点である。

- ① パーソナルデータの利活用は、目的外利用や第三者提供において大きな効果をもたらすことから、それらを**本人同意に代わる一定の条件のもと、行うことを可能とする枠組みを導入する。**
  - ② グレーゾーンの内容や、個人の権利利益の侵害の可能性・度合いは、情報通信技術の進展状況や個人の主観など複数の要素により時代とともに変動するものであることから、これに**機動的に対応可能とするため、法律では大枠のみ定め、具体的な内容は政省令、規則及びガイドライン並びに民間の自主規制により対応するものとする。**
  - ③ バランスのよい保護及び利活用の推進に向けて、法令や民間の自主規制を実効性あるものとして執行するために、**独立した第三者機関の体制を整備する。**
- なお、制度改革に当たっては、国境を越えたデータの流通を阻害することがないように、**国際的に調和のとれた我が国として最適な制度とする**ことを目指す。

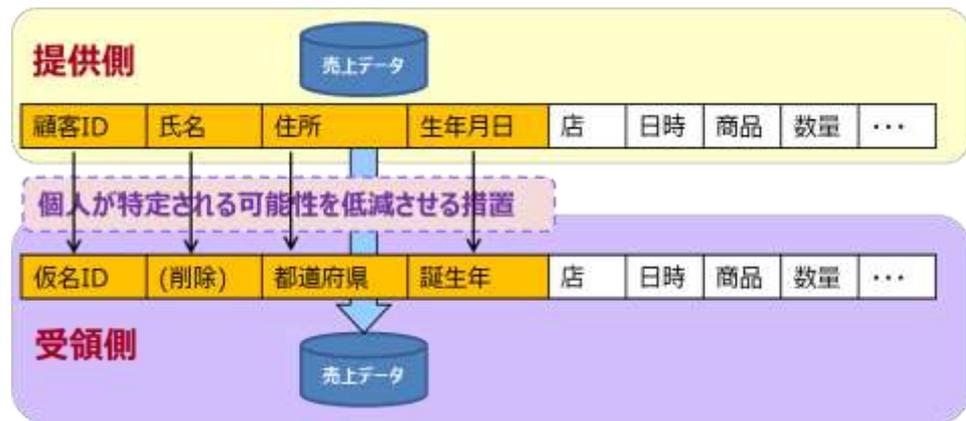
## 2. 制度改正の概要

### ① 本人同意に代わる一定条件のもと、データを活用可能とする枠組みの導入

- ・ 法律上原則として本人の同意が求められる第三者提供等について、本人同意に代わるデータ活用の枠組みとして、提供側で「個人の特定性を低減したデータ」への加工と、受領側で特定の個人を識別することを禁止するなどの適正な取扱いを規定。

#### 参考：加工のイメージ

- ・ 個人を特定し得る情報の削除
- ・ 氏名等のユニークな番号への変換
- ・ 住所などを広いエリアに置き換える



- ・ 医療情報等のように適切な取扱いが求められつつ、本人の利益・公益に資するために一層の利活用が期待されている情報も多いことから、萎縮効果が発生しないよう、適切な保護と利活用を推進。

## 2. 制度改正の概要

### ② 基本的な制度の枠組みを補完する民間の自主的な取組の活用

- 事業者が利活用に躊躇しないよう、「**個人情報**」の範囲を明確化し、本人の権利利益の侵害が生じることのないよう**その取扱いを規定**。

#### 参考：個人が特定されるおそれが高い情報に含まれる具体的な項目（例）

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 個人又は個人が使用する通信端末機器等に関するもの | 運転免許証番号、パスポート（旅券）番号、健康保険証の記号・番号（健康保険被保険者証記号番号等）、雇用保険被保険者番号、外国人の在留に関する番号（在留カード番号、特別永住者証明書番号、外国人登録証明書番号）、金融機関の口座に関する番号、クレジットカード番号、メールアドレス、ナンバープレート（自動車登録番号標等）番号、固定電話番号、携帯電話番号、情報通信端末シリアルナンバー（携帯電話端末シリアルナンバー等）、MACアドレス、情報通信端末ID、ICカードの固有ID、ソフトウェアシリアル番号、不動産番号、IPアドレス(V6) |
| 個人の身体的特性に関するもの           | 声紋、指紋、静脈パターン、虹彩、DNA、顔認識データ、掌形、生体認証で 사용되는データ、歩行パターン、筆跡   |

- 民間団体が、消費者等も参画する民間主導による自主規制ルール（業界の特性に応じた具体的な運用ルール（加工方法）や、法定されていない事項に関する業界独自のルール）（※）を策定し、その認定等**実効性の確保に第三者機関が関与する枠組み**を構築。

※先行事例として、一般社団法人 インターネット広告推進協議会（JIAA）が、インターネット広告において取得・利用されるユーザー情報の取り扱いに関する事業者向けの指針として「プライバシーポリシー作成のためのガイドライン」と「行動ターゲティング広告ガイドライン」を定めているものがある。

## 2. 制度改正の概要

### ③ 第三者機関の体制整備等による実効性のある制度執行の確保

- 法定事項や民間における自主的な取組について実効性ある執行を行うため、国際的な整合性も確保しつつ、第三者機関の体制を整備。
- 第三者機関については、特定個人情報保護委員会を改組し、パーソナルデータの保護及び利活用をバランスよく推進することを目的とする委員会を設置。
- 専門的知見の集中化、分野横断的かつ迅速・適切な法執行の確保の観点から、現行の主務大臣が有している機能・権限に加え、立入検査等の機能・権限を有するものとする。また、民間の自主規制ルールの認定等及びパーソナルデータの越境移転に関して相手当事国が認めるプライバシー保護水準との適合性を認証する民間団体の認定・監督等を実施。

## 2. 制度改正の概要

国境を越えたデータの流通を阻害することがないように、国際的に調和のとれた我が国として最適な制度とする

- ・ 国外の拠点で個人情報データベース等を事業の用に供している事業者（以下、「外国事業者」という。）に対して、個人情報取扱事業者の該当要件を改める。
- ・ 外国事業者による個人データ等の適切な取扱いを担保するために、第三者機関が、外国において個人情報保護関係法令に相当する法令を執行する外国執行当局に対し、その職務を遂行に資すると認める情報を提供することを可能とする。
- ・ 個人情報取扱事業者は、外国事業者に個人データ等を提供等しようとする場合、提供を受ける外国事業者において個人データ等の安全管理のために技術進歩に対応した必要な適切な措置が講じられるよう契約の締結等の措置を講じなければならないこととする。